



Vol.58

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所
東京都千代田区麹町4-2-6第二泉商事ビル8階

★定額残業代最高裁判決について

しばらく改正法関連について記載する予定でしたが、今月は定額残業代について述べたいと思います。

少し変則的な事案ですが、定額残業代についてある最高裁判決（平成24年3月8日）が出ました。

問題となるのは判決文そのものではなく、櫻井裁判官の補足意見です。

「(a) 使用者が割増の残業手当を支払ったか否かは、罰則が適用されるか否かを判断する根拠となるものであるため、時間外労働の時間数及びそれに対して支払われた残業手当の額が明確に示されていることを法は要請している。かかる要請を踏まえ、上記3. (1) (d) で法廷意見が引用する高知観光事件の最高裁判決は、通常の労働時間の賃金に当たる部分と時間外及び深夜の割増賃金に当たる部分とを判別し得ることが必要であると判断したものである。

(b) 便宜的に毎月の給与の中にあらかじめ一定時間（例えば10時間分）の残業手当が算入されているものとして給与が支払われている事例も見られるが、その場合は、(x) その旨を雇用契約上も明確にされていなければならないと同時に、(y) 支給時に支給対象の時間外労働の時間数と残業手当の額が労働者に明示されていなければならない。さらに、(z) 10時間を超えて残業が行われた場合には、当然その支給日に別途上乘せして残業手当を支給する旨もあらかじめ明らかにされていなければならない。」

これまでこのような最高裁判決はありませんでした。

つまり、これまでの最高裁判例によれば、定額残業代とそれ以外を分離した形で個別に合意しているか就業規則に定めがあれば（不利益変

更の場合は別途同意が必要)、定額残業代も有効だったのですが、この補足意見によるとそれでは足りないということになります。おそらく、労働者がもっている定額残業代が何時間分の残業代に相当するのかを毎月の給与明細などで明らかにし、労働者のチェックを容易にし、未払いが無くなるように櫻井裁判官は警鐘をならしたのだと思います。

最高裁判官の補足意見とは、最高裁の多数意見に賛成であるが、意見を補足するものをいいます。

最高裁判所の補足意見に法的拘束力はありません。中には最高裁判所の裁判官の個人的な趣味に近い意見もあります。特に学者出身の最高裁判事は趣味的な自説を述べることがあります。

本件の補足意見は、どのような位置づけになるのか現時点でははっきりしません。

しかし、最近、私が担当しているある残業代裁判において、ある裁判官がこの最高裁の補足意見を前提にした発言をしていました。驚きました。もちろん、使用者にとって不利な結論を導くためにこの補足意見を意識した発言をしていました。

今後この補足意見は実務に影響力があるといわざるをえません。

定額残業代制度を採用している場合、時間外労働数を単位にして定額残業代を支払っている場合もありますが、時間外労働数ではなく、金額で特定して定額残業代を支払っている場合も多くあります。このような場合、今後は給与明細に残業代のみならず、残業時間も明示する必要に迫られていると言えます。

お気軽にご相談下さい（10:00～17:00）
TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982
E-mail : r.mukai@mbm.nifty.com